

# 商品品質向上制度取扱基準

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本基準は、販売管理規程第10条第2号の規定する従業員の心得に基づき、商品品質向上制度の取り扱いを規定したものである。

2 商品品質向上制度は、当社で販売している（販売予定の商品も含む）商品の品質向上や商品に対する理解を深めるためのものである。

(主管部門及び責任者)

第2条 本基準の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

## 第2章 物販商品の品質向上

(定義)

第3条 本制度における対象商品とは、当社で販売している商品（プロテイン・サプリメント関連・食品関連・遺伝子キット等）または販売予定の商品を指す。

2 当社の営業社員は、お客さまに自信をもって商品をご提供するために、定期的に商品を試食し、その味や品質を確認しなければならない。

(適用者)

第4条 当該制度の適用対象者は、24/7Workoutに所属する者でかつ、販売活動を行う社員または有期社員とする。

(試飲等における商品の提供方法)

第5条 試飲または試食に伴い、商品を提供する場合は、各事業所あてに店舗の従業員やブース数等に  
応じて、合理的な数量を配布しなければならない。

2 各事業所で試飲または試食する期間は、原則以下のとおりとする。

商品名	試飲または試食期間
プロテイン	2か月間
サプリメント	2ヶ月間
食品	2か月間
遺伝子キット	2か月間
その他販売予定の商品	2ヵ月間

(試飲方法及び月報提出)

第6条 試飲・試食した社員または有期社員は、原則、事業所内において試飲・試食し、前条の第2項に規定する試飲・試食期間中に必ず月1回以上、下記の事項のいずれかを報告しなければならない。なお、報告は、各事業所代表者が行うものとする。

- (1) 試飲した商品名および試飲または試食に使った量
- (2) 試飲した月の商品の販売数
- (3) 味や値段等商品に対する感想
- (4) その他商品の保管方法が適正か
- (5) 顧客からの商品に対する指摘事項の有無または感想

2 月報は、所定の書式を利用し、所管部署のエリア長または統括エリア店長に報告するものとする。

3 月報の提出を受けたエリア長または統括エリア店長は、当該報告内容を踏まえ、商品開発及び商品改良に役立て、自社商品知識、市場知識、販売方法等の研究・修得に努めなければならない。

## 第3章 その他

(罰 則)

第7条 本基準に定める試飲または試食をするにあたり虚偽の報告をし、又は報告を怠り不当に試飲または試食を行ったときは試飲または試食に要した量の商品価格を課税所得として処理し、懲戒処分とすることがある。

(例外事項)

第8条 本基準にない事項は、その都度稟議により決定する。

(附則)

1. 本基準の変更は、職務権限規程によるものとする。
2. 本基準は、平成31年3月1日付で制定し、平成31年4月1日より運用を開始する。